

## [標準様式例6-2]

## (第1回)最終)契約変更の内容

契約変更年月日	令和 7年 9月 29日
契 約 業 者 名	北川ヒューテック株式会社 東京本社
契約業者の住所	東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目16番11号
工 事 の 名 称	R 6 圏央道側道舗装修繕他その2工事(第1回変更)
工 事 場 所	自)埼玉県久喜市原 至)埼玉県幸手市大字木立
工 事 種 別	アスファルト舗装工事
工 事 概 要 (変更した内容について記述する)	道路修繕 1式 道路土工 1式 道路土工(下早見地区) 1式 舗装工 1式 舗装工(下早見地区) 1式 舗装工(北青柳地区) 1式 排水構造物工 1式 排水構造物工(下早見地区) 1式 排水構造物工(北青柳地区) 1式 縁石工 1式 縁石工(下早見地区) 1式 防護柵工 1式 防護柵工(下早見地区) 1式 区画線工 1式 区画線工(下早見地区) 1式 道路付属施設工 1式 構造物撤去工 1式 構造物撤去工(下早見地区) 1式 構造物撤去工(北青柳地区) 1式 応急処理工 1式 仮設工 1式 仮設工(下早見地区) 1式 仮設工(北青柳地区) 1式 共通仮設費 1式 運搬費 1式 役務費 1式 技術管理費 1式
工 期 ( 自 )	令和 6年12月 3日
工 期 ( 至 )	令和 8年 3月19日
契約前の変更金額	¥140,470,000
変 更 金 額	増 ¥91,300,000
変更後の契約金額	¥231,770,000

## 1. 道路土工

関係機関との協議の結果、施工範囲の変更等が生じたため、掘削工を増工する。

現地調査の結果、施工範囲の変更等が生じたため、路床盛土工及び防草処理工を減工する。

関係機関との協議の結果、発生土の受け入れ地を変更するため、残土処理工を増工する。

## 2. 道路土工（下早見地区）

地元要望により側道補修の必要が生じたため、掘削工、路体盛土工、路床盛土工、防草処理工及び残土処理工を追加する。

## 3. 舗装工

現地調査の結果、施工範囲の変更等が生じたため、路面切削工を追加する。

関係機関との協議の結果、施工範囲の変更等が生じたため、アスファルト舗装工（車道・路肩部）を増工し、切削オーバーレイ工を追加する。また、アスファルト舗装工（歩道）、舗装打換え工(1)(2)、排水性舗装工、透水性舗装工及び防草アスファルト舗装工を減工する。

## 4. 舗装工（下早見地区）

地元要望により側道補修の必要が生じたため、舗装準備工、路面切削工、アスファルト舗装工（車道・路肩部）(1)、アスファルト舗装工（管理用通路舗装）(4)、アスファルト舗装工（歩道部）(2)、アスファルト舗装工（乗入部）(3)、透水性舗装工を追加する。

## 5. 舗装工（北青柳地区）

地元要望により側道補修の必要が生じたため、アスファルト舗装工（車道・路肩部）を追加する。

## 6. 排水構造物工

現地調査の結果、施工範囲の変更等が生じたため、側溝工及び集水桿・マンホール工を増工する。

## 7. 排水構造物工（下早見地区）

地元要望により側道補修の必要が生じたため、作業土工、側溝工及び集水桿・マンホール工を追加する。

## 8. 排水構造物工（北青柳地区）

地元要望により側道補修の必要が生じたため、作業土工、管渠工及び集水桿・マンホール工を追加する。

## 9. 縁石工

現地調査及び関係機関との協議の結果、施工範囲の変更等が生じたため、縁石工を減工する。

## 10. 縁石工（下早見地区）

地元要望により側道補修の必要が生じたため、縁石工を追加する。

## 11. 防護柵工

現地調査の結果、施工範囲の変更等が生じたため、路側防護柵工を減工する。

現地精査の結果、数量精査及び立入防止柵の材料変更が生じたため、防止柵工及び作業土工を減工する。

## 12. 防護柵工（下早見地区）

地元要望により側道補修の必要が生じたため、防止柵工を追加する。

## 13. 区画線工

現地調査及び関係機関との協議の結果、施工範囲の変更等が生じたため、区画線工を減工する。

## 14. 区画線工（下早見地区）

地元要望により側道補修の必要が生じたため、区画線工を追加する。

変更理由

- 15.道路付属施設工  
現地調査及び関係機関との協議の結果、車線分離標の規格変更等のため、道路付属物工を減工する。
- 16.構造物撤去工  
現地調査及び関係機関との協議の結果、施工範囲の変更等が生じたため、防護柵撤去工、構造物取壊し工及び運搬処理工を減工し、排水構造物撤去工及び縁石撤去工を増工する。
- 17.構造物撤去工(下早見地区)  
地元要望により側道補修の必要が生じたため、防護柵撤去工、構造物取壊し工及び運搬処理工を追加する。
- 18.構造物撤去工(北青柳地区)  
地元要望により側道補修の必要が生じたため、構造物取壊し工及び運搬処理工を追加する。
- 19.応急処理工  
現地調査及び関係機関との協議の結果、施工範囲の変更等が生じたため、応急処理工(側溝清掃、除草)を増工する。
- 20.仮設工  
現地調査の結果、施工範囲の変更が生じたため、交通管理工を増工する。
- 21.仮設工(下早見地区)  
地元要望により側道補修の必要が生じたため、工事用道路工及び交通管理工を追加する。
- 22.仮設工(北青柳地区)  
地元要望により側道補修の必要が生じたため、土留・仮締切工、水替工及び交通管理工を追加する。
- 23.共通仮設費  
現地調査の結果、工事用道路工の追加に伴い敷設板設置撤去が生じたため、運搬費を追加する。  
関係機関との協議の結果、用地の借地料が生じたため、役務費を追加する。  
監督職員との協議の結果、再生砂の使用で六価クロム溶出試験費を追加するため、技術管理費を増加する。
- 23.工期  
工期は下早見地区改修工、北青柳地区改修工等の増工により171日間延長し、令和8年3月19日までとする。